

“事故ゼロ”を目指して 「安全指導特別プロジェクト」特別委員会 委員長 佐藤 幸夫

これまで2回(第39・40号)にわたって、“事故ゼロ”を目指して全柔連の取り組みを述べてきた。現在、特別委員会の4つの部会と総務委員会、審判委員会では、それぞれの実施計画に沿った課題解決に努めている。怪我や事故における究極の防止は柔道にかかわる一人ひとりの心構えと不断の気配りや配慮にある。柔道界を挙げて、怪我をしない、させない柔道に取り組んでいかなければならない。

Act of God(神の仕業)を乗り越えて

柔道に限らずスポーツ活動では、防ぎようのない不可抗力による怪我や事故の可能性を否定できない。スポーツ活動にともなう不可抗力による怪我や事故が、Act of God(神の仕業)ともいわれる所以である。このことは、学習指導要領において「運動を行う際は、事故などが起こることもある」と解説され、運動場面における安全指導の徹底と、「児童・生徒が、自分で、安全に気を配ることができるようのこと」を体育学習の柱の一つにされている。

柔道は、投げる、抑え込むなど相手を直接制する技を用いて攻撃と防御を一体として行われる競技である。したがって、技の失敗や不適切な掛け方、応じ方をすれば怪我や事故になりかねない。受傷者の身体的精神的な負担や場合によっては、その後の人生まで奪われた無念、家族の悲しみを思えば、不可抗力だからといって済むことではない。ましてや、その原因が無法や無謀な振舞による場合は論外であり、「配慮が足りなかった」とか、「ついうっかりミスだった」と謝られても納得できない。指導者や管理者だけではなく柔道にかかわる一人ひとりに、「神の仕業」をも乗り越える心構えと不斷の努力が求められる。

礼法の徹底と審判規定の遵守

生涯にわたってスポーツ活動に親しみ、楽しむことは人々の願いである。そのためには、まず自分が怪我をしない、そして相手にもさせないことがな

により大切である。「どんなにしたいことでも、絶対にしてはいけないこと」、「どんなに嫌でも必ずしなければならないことを妥協せず徹底して行うべきである。それが柔道では、「怪我をするような投げ方を絶対にしないこと、受け身をしっかりとすること」なのである。

柔道の礼は、その心構えを自ら確かめ、心を込め、正しい動作で相手に伝えることでもある。運動場面における礼法を厳格に定め、その徹底を求める我が國固有の伝統文化は、安全面でも大きな意義があり、その徹底は欠かせない。

「絶対にしてはいけないこと、必ずしなければならないこと」の最低限の事をルールとして決められたのが、試合審判規定である。身体に危害を及ぼす技を掛けた場合、反則負けにするなどの重いペナルティが与えられるのはそのためである。特に、講道館柔道試合審判規定の少年規定には、発育・発達途上の競技者に対する特別の配慮があり、少年大会を国際柔道連盟試合審判規定で行う場合も「少年大会申し合わせ事項」を適用している。したがって、審判に当たっては規則の厳格な適用を躊躇しないことが重要である。また、指導する際、目先の勝負にこだわり、この程度は審判が見逃すとか、こうすれば反則を取られないなどと教えるのは事故につながりかねない。このような誤った指導や考えは、やがては子どもたちからも保護者からも信頼を失うことになる。

稽古心得三か条

- 正しい技と受け身を身に付けよう
- 相手を尊重し、無理のない稽古をしよう
- 服装・道場の安全点検をしよう

スピーディなサービス提供がシミズオクトの財産です。

昭和7年(1932年)の創業以来、シミズは時代の変化の対応とともに、業界のスペシャリストとして、多種多様なイベントに携わってきました。の中には、何万人もの会場の設備や、絶対不可能と思われたステージの設計・設営、雨や風や雪の中でのイベントなど、様々な難問に直面しながらも、安心して楽しんでいただけるよう、一つ一つの問題点を確実にクリアしてきました。これらの数え切れないほどの経験は今、イベントをまとめてサポートする「シミズオクト」の貴重な財産として、よりスピーディなサービスの提供とともに活かされています。

株式会社 シミズオクト ●イベント運営管理・建物総合管理
本社/03-3360-7051 ●音響業務・広告物設計施工
http://www.shimizu-group.co.jp

伊藤超短波の製品が日本を代表する選手たちを支えています。

最高のコンディションを保ち、ケガからはより早く回復すること。医療の分野だけではなく、様々なスポーツの現場で、選手のサポートに伊藤超短波の治療器が活躍しています。



伊藤超短波株式会社 〒113-0001 東京都文京区白山1-23-15
TEL 03(3812)1216(代)・FAX 03(3814)4587
http://www.itotator.co.jp/

主催大会における柔道衣と帯の規定一部改正について

全日本柔道連盟(全柔連)では、柔道衣と帯の生地や大きさの違いによって生じていた選手間の不公平性を改善するために、更なる“本物の柔道”を目指し規定を一部改正した。

【国内編】

競技において柔道衣による選手間の公平性を保つため、全柔連主催の4大会で着用される柔道衣と帯に関する規定を設けた。柔道衣製造業者は、全柔連で定めたガイドラインに沿って柔道衣と帯を製造しなければならず、更に全柔連が指定した検査機関で合格したもののみ、着用が許される(ガイドラインの詳細については全柔連HP参照)。この規定は2011年4月より、全柔連主催大会において順次適用される。適用時期については、次の通りである。

【適用時期】

- | | |
|------------------------------|---|
| 1)2011年度から適用する大会 | 2)2012年度から適用する大会 |
| ①全日本選抜体重別選手権大会(4月2日～3日) | ⑤全日本ジュニア体重別選手権大会(9月中旬)
※但し、②③⑤の大会の予選会については適用しない。 |
| ②皇后盃全日本女子選手権大会(4月17日) | 3)2013年4月1日以降は、全日本柔道連盟主催の全ての大会で適用する。 |
| ③全日本選手権大会(4月29日) | |
| ④講道館杯全日本体重別選手権大会(11月12日～13日) | |

柔道衣コントロールの厳格化

選手は試合前に、柔道衣測定器を用いた第三者による柔道衣コントロールを受けなければならない。規定外の柔道衣を着用している選手は反則負けとなる。これは、国内外ともに厳格化が徹底される。手順は以下の通り。

1. 上衣の袖の長さは、真っ直ぐ両腕を前に伸ばした時、手首の関節から5cm以内であること。
2. 上衣の襟の幅は、4cm以上5cm以内、厚さは1cmを超えないこと。
3. 上衣の裾の長さは、腰骨から膝上約3分の2を覆うこと。
4. 下穿の長さは、足首の関節から5cm以内であること。
5. 下穿幅の空きは、下穿きと足との間が10cm～15cmの余裕があること。
6. 袖幅の空きは、袖と腕との間が10cm～15cmの余裕があること。
7. 上衣前側の重なりは20cm以上であること。
8. 帯の結び目から帯の端までは、20cm～30cmの長さがあること。
9. 帯は柔軟であること。
10. 硬すぎたり、滑りやすい生地を使用した簡単に結び目がほどける帯は認めない。
11. 帯の厚さは、4mm～5mmであること。
12. 上衣と下穿の色は同じであること。

※ 3、9、10、11が新たに設けた規定である。

【国外編】

2011年1月上旬、国際柔道連盟(IJF)はIJF公式大会において着用される柔道衣と帯の柔道衣コントロールに関する規定を一部改正した。2011年1月上旬より、IJF公式大会に出場する選手はIJFオフィシャルサプライヤー(グリーンヒル GMBH、アディダス Double D、ミズノ、ファイティング・フィルム、早川(九櫻)、SFJAM-ノリス、Budo Sports AG、Essimo B.V.、Matsuru B.V.)の柔道衣を着用しなければならない。更に、2011年8月フランス・パリで開催される世界柔道選手権大会以降は、その中でもIJFの定めた生地や製造方法に沿って縫製され、IJF検査機関で合格した国際新規格柔道衣のみ着用が許される。この改正により、それ以外の柔道衣と帯は使用が出来なくなる。